

# <記 載 例>

## 指 定 作 業 場 ~~設 置 変 更~~ 届 出 書

○ 年 ○ 月 ○ 日

葛 飾 区 長 殿

住 所 葛 飾 区 立 石 ○ - ○ - ○

株 式 会 社 葛 飾 産 業

氏 名 代 表 取 締 役 葛 飾 太 郎

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電 話 (○○-○○○○-××××)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第 89 条~~ 第 90 条 の規定により、関係書類を添えて、

次のとおり届け出ます。

既 設 置 番 号 等	設置番号・年月日	第 号 年 日			
	変更事由	1 指定作業場の種類	2 作業の方法	3 建物・施設の構造又は配置	4 ばい煙等の防止の方法
指定作業場の名称	株式会社 葛飾産業 東立石支店				
指定作業場の所在地	葛飾区東立石○-○-○				
指定作業場の種類	ボイラー・自動車駐車場 <span style="float: right;">床</span>				
地 域 等	用 途 地 域		水 域		
	準工業地域		下水道区域		
自動車の出入口が接する道路の幅員	10 m	50メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の所在位置		△別紙( )のとおり	
作 業 時 間	8時から 18 時まで ( 9 時間)				
工 事 着 工 予 定	○年 ○ 月 ○ 日	工 事 完 成 予 定		○ 年 ○ 月 ○ 日	
従 業 員 数 (常用雇用者数)	10 人 ( 8 人)	〇従業員：当該指定作業場で従事している正社員の総数（アルバイト、パート除く） 〇常用雇用者数：正社員の総数（アルバイト、パートも含む）			
連 絡 先	所 属 株式会社 葛飾産業 氏 名 総務課 葛飾一郎 ファクシミリ番号 ○○○○-○○○○		電 子 メール ア ド レ ス		
※受付欄					

- 備考 1 ※の欄には、記入しないこと。
- 2 △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- 3 変更届として使用するときは、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある欄のみ記入すること（添付する別紙についても同じ。）。
- 4 「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
- 5 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
- 6 「診療所」は、患者の収容施設を有するものに限る。

敷地・建物の状況	建物・施設の配置	△別紙 ( ) のとおり				
	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	950m <sup>2</sup>				
	作業場の棟別構造・面積	棟の名称	事務棟	自走式立体駐車場		
		用途	事務所・倉庫	駐車場 (20台)	平置駐車場 (20台)	機械式駐車場
		階数	地上3階地下1階	2		地上3段 地下2段
		構造	鉄筋コンクリート	鉄骨造		鉄骨
建築面積 ( )		300m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>			
作業場面積 (m <sup>2</sup> )	50m <sup>2</sup> (ボイラー室)	600m <sup>2</sup>	150m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>		
主たる施設的能力等	種類	ボイラー	機械式駐車場	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;">                     駐車場の場合は 駐車場面積を記入する。                 </div>		
	公称能力	伝熱面積 15m <sup>2</sup>	20台			
	動力 (kW)	1.5kW	昇降モーター2.2kW×3 横行モーター0.75kW×1	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;">                     モーターの動力は 100V、200Vの 区別はありません。                 </div>		
	台数	1	1			
	別紙番号					
	構造・使用の方法	△別紙 ( ) のとおり				
事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質	なし					
作業の方法	入庫→駐車→出庫					
公害防止の方法	<ボイラー> ・ボイラー室は地下1階に設置 ・燃料は都市ガス ・低NOxバーナー		<駐車場> ・アイドリングストップ看板設置 (3箇所) ・機械式駐車場 (低騒音型モーター)			
備考	1 「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。 2 「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3の各号に掲げる物質又は別表第4の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。					

自 動 車 駐 車 場  
 自 動 車 タ ー ミ ナ ル  
 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド  
 自 動 車 洗 車 場

収容台数・停留台数 ・同時給油台数 ・洗車台数	総 数	60台	大 型 車	
			中 型 車	
			小 型 車	60台
一日の出入台数	120台			
貨物の種類				
洗浄機の型式			原動機の定格出力	
貯蔵タンクの基数			貯蔵総 (単位)	(kℓ・t・m <sup>3</sup> )
各貯蔵タンク毎の 貯蔵物質名	タンクの内容積等 (単位)	炭化水素系物質の排出防止設備		
		設備の有無	設備の種類	
	(kℓ・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他( )	
	(kℓ・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他( )	
	(kℓ・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他( )	
	(kℓ・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他( )	
	(kℓ・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他( )	
	(kℓ・t・m <sup>3</sup> )	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他( )	

普通車は小型車欄に記入する。  
 車種は補足資料の自動車区分を参考にする。

敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図

別紙のとおり

- (1) 案内図  
50m以内の学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームがわかる図面
- (2) 建物配置図
- (3) 施設配置図 (機械式駐車設備の配置、アイドリングストップ看板の設置場所がわかる図面)  
建築物内の駐車場の場合は、駐車場の配置がわかる平面図、立面図等
- (4) 設備の構造がわかるパンフレット、カタログ、設備図面など

- 備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。  
 2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。  
 3 貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。

暖房用熱風炉、**ボイラー**、ガスタービン、ディーゼル機関、  
ガス機関、ガソリン機関又は焼却炉を有する事業場

施設番号						
種類・名称型式		ボイラー				
設置年月日		〇年〇月〇日				
着手予定年月日		〇年〇月〇日				
使用開始(予定)年月日		〇年〇月〇日				
構造						
規模	伝熱面積又は火床面積(m <sup>2</sup> )	15m <sup>2</sup>				
	燃料の燃焼能力(ℓ/h、m <sup>3</sup> N/h)	100				
	焼却能力(kg/h)					
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	8時～18時 25日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	
	季節変動	有				
燃料	種類	都市ガス13A				
	灰分・いおう分(%)					
	1日の使用量	500m <sup>3</sup> N/日				
廃棄物の種類・量(t/日)						
ばい煙の処理の方法						
総排出物の量(m <sup>3</sup> N/h) ・温度(℃)		600m <sup>3</sup> N/h 200℃				
総排出物中の酸素濃度(%)						
ばい煙の濃度	ばいじんの濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	処理前	0.0005			
		処理後 (効率:%)	0.0005			
	いおう酸化物の濃度 (容量ppm)	処理前	0			
		処理後 (効率:%)	0			
	窒素酸化物の濃度 (容量ppm)	最大	処理前	15		
			処理後 (効率%)	15		
通常		処理前	15			
		処理後 (効率%)	15			
煙突・ 排気塔	高さ(m)	30				
	頂口径(m)	0.8				
	排出速度(m/s)	1.0				
参考事項						

## 敷地内建物又は室内施設の配置図

- (1) 建物配置図  
(2) 機械配置図 ボイラーの配置がわかる平面図、立面図等  
(3) その他 設備の構造がわかるパンフレット、カタログ、設備図面など

- 備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。  
2 「灰分・いおう分(%)」の欄の記入に当たっては、重量比又は容量比の別を明らかにすること。  
3 「ばい煙濃度」は、乾きガス中の濃度とする。

# 指定作業場届出書の補足資料

## ○指定作業場の種類

- 1 レディミクストコンクリート製造場
- 2 自動車駐車場
- 3 自動車ターミナル
- 4 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド
- 5 自動車洗車場
- 6 ウェスト・スクラップ処理場
- 7 廃棄物の積替え場所・保管場所
- 8 セメントサイロ
- 9 材料置場
- 10 死亡獣畜取扱場
- 11 と畜場
- 12 青写真作業場
- 13 工業用材料薬品作業場
- 14 食物燻蒸場
- 15 めん類製造場
- 16 豆腐・煮豆製造場
- 17 砂利採取場
- 18 浄水施設
- 19 洗濯事業場
- 20 廃油処理事業場
- 21 汚泥処理事業場
- 22 し尿処理事業場
- 23 汚水処理事業場
- 24 下水処理場
- 25 暖房用熱風炉
- 26 ボイラー
- 27 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関
- 28 焼却炉
- 29 地下水揚事業場
- 30 病院
- 31 科学技術研究・試験機関
- 32 畜舎

○ 用途地域

第1種低層住居専用地域（1低）  
第1種中高層住居専用地域（1中）  
第2種住居地域（2住）  
商業地域（商業）  
第2種特別工業地区（2特）  
第1種特別工業地区（1特）

第2種低層住居専用地域（2低）  
第1種住居地域（1住）  
近隣商業地域（近商）  
準工業地域（準工）  
工業地域（工業）

○ 有害ガス

ふっ素及びその化合物  
シアン化水素  
ホルムアルデヒド  
メタノール  
イソアミルアルコール  
イソプロピルアルコール  
塩化水素  
アクロレイン  
アセトン  
塩素  
メチルエチルケトン  
メチルイソブチルケトン  
ベンゼン  
臭素及びその化合物  
窒素酸化物  
トルエン  
フェノール  
硫酸（三酸化いおうを含む）  
クロム化合物  
キシレン  
塩化スルホン酸

トリクロロエチレン  
テトラクロロエチレン  
ピリジン  
酢酸メチル  
酢酸エチル  
酢酸ブチル  
ヘキサン  
スチレン  
エチレン  
二硫化炭素  
クロルピクリン  
ジクロロメタン  
1・2-ジクロロエタン  
クロロホルム  
塩化ビニルモノマー  
酸化エチレン  
砒素及びその化合物  
マンガン及びその化合物  
ニッケル及びその化合物  
カドミウム及びその化合物  
鉛及びその化合物

○ 有害物質

有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びENPIに限る）  
カドミウム  
シアン化合物  
鉛及びその化合物  
六価クロム化合物  
砒素及びその化合物  
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物  
アルキル水銀化合物  
ポリ塩化ビフェニル  
トリクロロエチレン  
テトラクロロエチレン  
ジクロロメタン  
四塩化炭素  
1,2-ジクロロエタン  
1,1-ジクロロエチレン  
1,2-ジクロロエチレン（シス・トランス）  
1,1,1-トリクロロエタン  
1,1,2-トリクロロエタン  
1,3-ジクロロプロペン  
チウラム  
シマジン  
チオベンカルブ  
ベンゼン  
セレン及びその化合物  
ほう素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物  
1,4-ジオキサソ  
塩化ビニルモノマー

## アイドリング・ストップ看板作成例

### ○看板等の掲示位置

利用者に認識されやすい場所（例：入口付近、壁、場内の柱など）

### ○掲示枚数

収容台数を考慮して1枚から数枚程度（例：20台あたりに1枚）

### ○字の大きさ・色

利用者から認識される程度（看板の場合；1文字 5cm×5cm 程度）  
目立つ色にて掲示すること（例：白地に黒文字、黄色地に黒文字など）

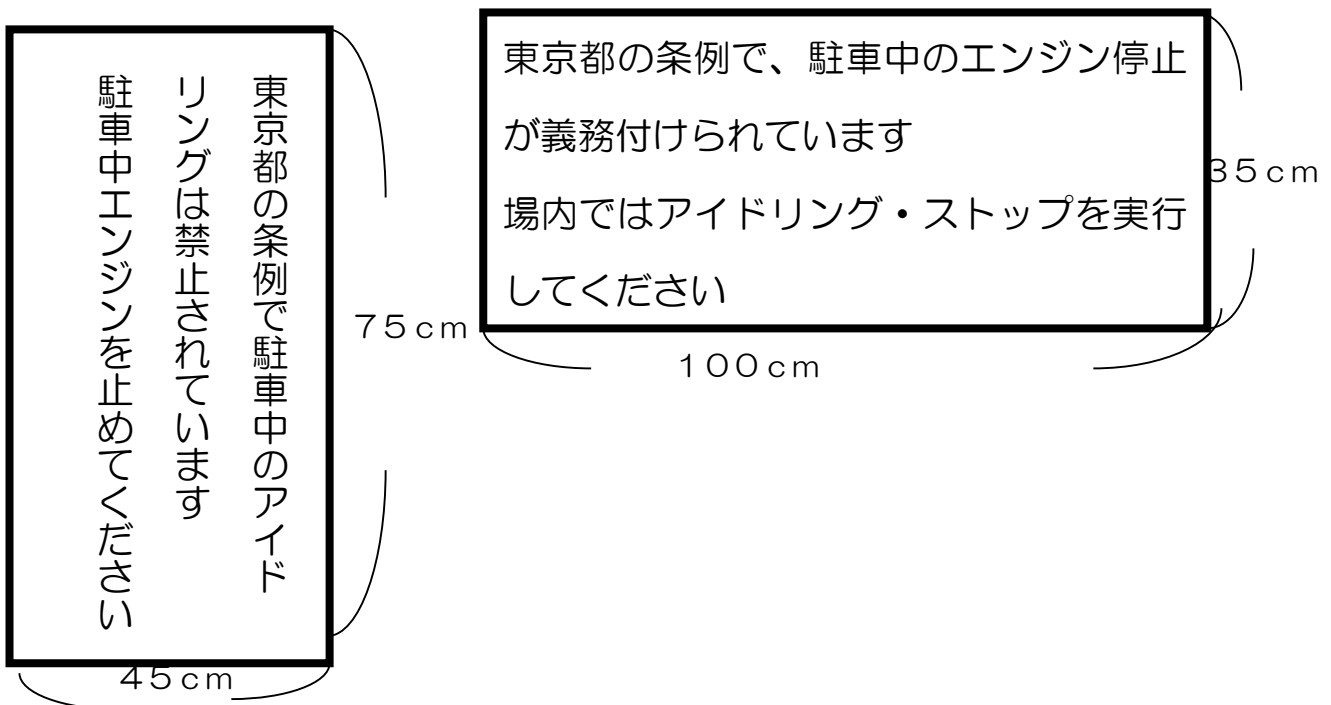
### ○掲示内容

掲示する内容には、次の二つの事項を入れてください。

- ① 条例で義務付けられていること
- ② アイドリング・ストップの実行

\* 掲示場所の都合等で大きさが制約される場合は、①、②を分割して掲示して結構です。




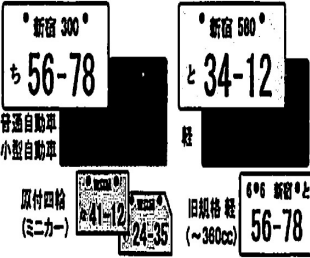
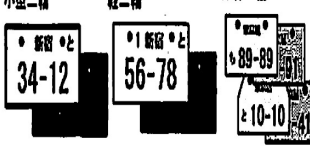
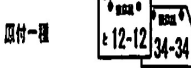

### ◆ 記載例 ◆



### ○その他

- 看板等の方法で周知することが難しい場合は、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じてください。
- 恒常的な掲示が必要なため、必要な保守等を行ってください。

## 指定作業場設置届出書第16号様式別紙2(自動車駐車場等)における自動車の区分

区分	車両区分の内訳	主なイメージ	ナンバープレート		
			類別番号	サイズ(mm)	例示
大型車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量8t超又は最大積載量5t超の普通自動車</li> <li>・乗車定員30人以上の普通自動車</li> <li>・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型トラック</li> <li>・大型バス</li> </ul>	1ナンバー 2ナンバー 8ナンバー	220×440 (大判)	普通自動車 
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型特殊自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードローラー</li> <li>・自走式クレーン車</li> </ul>	0ナンバー 9ナンバー	165×330 (中判) 【大型特殊】	大型特殊自動車 
中型車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両総重量8t以下であり、最大積載量2t以上5t以下の普通自動車※2</li> <li>・乗車定員11人以上30人未満の普通自動車(乗用車を除く)</li> <li>・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中型トラック</li> <li>・マイクロバス</li> </ul>	1ナンバー、4ナンバー 2ナンバー 8ナンバー	165×330 (中判)	普通自動車 
小型車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車(普通・小型・軽・原付四輪)</li> <li>・大型車区分、中型車区分に該当しない貨物自動車※2(普通・小型・軽)</li> <li>・上記の車両と同等の大きさを有する特種用途自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車</li> <li>・軽自動車</li> <li>・小型のトラック</li> </ul>	1ナンバー、4ナンバー 6ナンバー 3ナンバー、5ナンバー 7ナンバー 8ナンバー	165×330 (中判) 【普通・小型・軽】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型二輪車</li> <li>・軽二輪車</li> <li>・第二種原動機付自転車</li> </ul>	二輪車 (バイク)	-	125×230 (小判) 【小型二輪・軽二輪】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種原動機付自転車</li> </ul>	原動機付自転車	-	-	原付一種 
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型特殊自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬運機</li> <li>・フォークリフト</li> </ul>	-	- ・長方形又は台形(自抬体により異なる)	小型特殊自動車 

※1 原動機の出力150kWによる区分方法では、外観及び車検証により判断できない。 ※2 最大積載量の区分については、車両荷台に表示された最大積載量で確認が可能